

女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の目標を早期達成

～ 5年間の計画目標を3年で全て達成 ～

大阪シティ信用金庫（本店 大阪市、理事長 高橋知史）は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進の取り組みを着実に前進させるために、平成28年3月に策定した「一般事業主行動計画（以下、「行動計画」という。）」のもと、女性がより高度な知識・スキル等を身につけるための研修の実施や育児休業関連諸制度の見直し、誕生日月の有給休暇取得の奨励などの結果、平成30年4月において行動計画の目標およびその内容を全て達成しました。

【行動計画の内容】

- (1) 計画期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日
- (2) 目標：①女性管理職へのキャリアアップ対象者となる女性監督職の増加
②子育てをしながらキャリアアップできる体制整備と意識醸成
③ワークライフバランスに配慮した職場環境の向上
- (3) 内容：①監督職に占める女性比率を40%以上とする。
②女性職員を対象とした研修講座回数を年間5回以上とする。
③職員の年次有給休暇取得率を平成26年度実績より10ポイント以上向上させる。
- (4) 実績：①監督職に占める女性比率は40.4%（平成30年4月現在）
②女性職員対象の研修講座回数を年間9回実施（平成29年度実績）
③職員の年次有給休暇取得率は平成26年度実績より12.1ポイント向上（平成29年度実績）

今後も、「えるぼし認定企業（平成28年6月認定）」として、性別に偏らない採用、ワークライフバランスに配慮した職場環境の整備など、よりよい企業風土づくりや働きやすい職場環境の定着を進めてまいります。

以上